

第 19 号議案

足立区地域体育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区地域体育館条例の一部を改正する条例

足立区地域体育館条例（昭和 56 年足立区条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「別表第 2 に定める使用料」を「別表第 2 に定める額を限度として規則で定める使用料」に改める。

別表第 1 の 1 団体使用の部を次のように改める。

1 団体使用

使用区分 施設名	午前	午後（1）	午後（2）	夜間
	午前 9 時から正午まで	午後 0 時から午後 3 時まで	午後 3 時 30 分から午後 6 時まで	午後 6 時 30 分から午後 9 時まで
体育館（佐野・興本体育館を除く。）	2,700円	3,500円	3,500円	4,100円
佐野・興本体育館	2,200円	2,700円	2,700円	3,300円
小体育室	1 回 1 時間単位 1,200円			
トレーニングルーム	1 回 1 時間単位 1,000円			

備考

- 1 体育館を、床面積の 2 分の 1 に区分して使用する場合は、それぞれの区分につき、この表の使用料の額の 2 分の 1 の額とする。
- 2 小体育室及びトレーニングルームの使用は、連続 2 回（2 時間）を限度とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

- 4 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において区長が定める額とする。

別表第1の2個人使用の部中「500円券12枚」を「550円券11枚」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

駐車場の使用料

施設名	単位	使用料
竹の塚体育館	30分につき	200円

備考

- 1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
- 2 区長又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域体育館の使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。